

令和5年3月31日

定期報告制度のデジタル化促進事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

次のとおり、定期報告制度のデジタル化促進事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和5年3月1日～令和5年3月24日

<提案者及び評価結果>

○定期報告制度のデジタル化促進事業

提案者：1者（一般財団法人日本建築防災協会（A））

審査結果

要件	(A)
(1) 公平性及び中立性に関する要件 ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。 ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。	○
(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件 ・建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること	○
(3) 守秘性に関する要件 ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。 ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。	○
(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

上記Aは、補助対象事業者に求める（1）から（4）までの要件を満たしており、また事業費や実施方針・実施計画についても、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められる。

そのため、一般財団法人日本建築防災協会を定期報告制度のデジタル化促進事業を実施する者として選定した。